

指定統計に係る指定準則案の検討経緯  
(旧統計法制定時の議論)

資料 3

○ 旧統計委員会では、指定準則案の策定を目指したが、共通の尺度が見出しにくいとの結論から放棄。

指定統計指定準則案 (昭和22年1月30日)	指定統計指定準則案 (昭和22年2月7日)	案の相違点
<p>第一 一般方針</p> <p><u>正確なる統計調査を促進し国の統計体系を漸進的に整備することを指定の一般方針とすること。</u></p> <p>第二 指定統計の条件</p> <p>指定統計は次の各号のいずれかに該当するものであって調査実施者が調査を行ふに<u>適切なる組織を有するものであることを必要とする。</u></p> <p>(1) 基礎統計を作製するために行はれる<u>全国的又は重要地域</u>に付てなされる統計調査</p> <p>(2) 広く<u>申告義務</u>を課し本法によることを必要とする統計調査</p> <p>(3) 前二号の調査の準備のために行ふ<u>サンプル調査で本法によることが必要なる統計調査</u></p> <p>(4) 業務上の必要に基き蒐集せられた資料を集計して作製せられる<u>業務統計のうち国の統計体系に於て重要な部分</u>となる統計</p> <p>(5) <u>任意報告</u>に基いて作製せられる統計で<u>国の統計体系に於て重要な部分</u>となる統計</p>	<p>第一 一般方針</p> <p><u>正確なる統計調査を促進し国の統計体系を漸進的に整備することを指定の一般方針とすること。</u></p> <p>第二 指定統計の条件</p> <p>指定統計は次の各号のいずれかに該当するものであって調査実施者が調査を行ふに<u>適切なる組織を有するものであることを必要とする。</u></p> <p>(1) 基本的統計を作製するために<u>全国的又は重要地域</u>に付て行う統計調査</p> <p>(2) 統計法第五条による<u>申告義務</u>を課することを必要とする統計調査</p> <p>(3) 前二号の調査の準備のために行ふサンプル調査で<u>統計法を適用することを適当とする統計調査</u></p> <p>(4) <u>業務統計のうち国の統計体系に於て重要な位置</u>をしめる調査統計</p>	<p>第二 (5) 削除</p>
(注)「日本統計制度再建史」に基づき作成。		

(旧) 統計委員会が審議において準拠した一応の基準

「その統計が国及び地方公共団体にとって公的に重要であること、重複がないこと、一定の統計基準に従って他の指定統計との相互連関が保たれ、比較が可能であること、正確性が保証されるような作成過程となっているようなこと」

(注)「行政管理庁 25 年史」に基づき作成。

## 【参考】

### 指定統計指定準則案の検討に際しての意見等

#### 省庁間で認識が一致した点

##### ○ 調査の性格及びその範囲

指定統計調査は、申告者の範囲が広範で、全国規模あるいは重要地域において実施する調査に限定すべき。

#### 省庁間で見解が別れた点

##### ○ 調査の周期性

- ・ 一時的あるいは臨時に実施する調査も一定の条件を満足するものについては重要統計として指定すべき。
- ・ 重要統計として指定するには、継続性（一定期間毎の定期的又は性質上回帰的なることが予想されるもの）を具備することが必要。

##### ○ 第一義・第二義統計、業務統計の取扱い

- ・ 調査統計、業務統計のように必ずしも明確でない区分を持って指定の標準としないこと。
- ・ 第一義統計と第二義統計（業務報告に基づく統計を含む。）との別は重要統計指定の基準として大いなる意義を認め得ない。第一義統計の中でも重要統計として指定する必要のないものも多い。第二義統計の中でも重要統計として指定する必要があるものが多い。
- ・ 業務統計を如何なる程度迄重要統計に指定すべきかは、当該調査集計の目的、行政事務の内容等を十分に検討の上決定することを要する。

##### ○ その他

- ・ 重要統計実施のための予備的サンプル調査は当分の間含ませないこと。

#### 結 論

- ◎ 指定統計の指定基準作成の試みは放棄され、指定対象は「統計に関する官民の学識経験者をもって委員とする統計委員会の指定するところに委ね、最も合理的にして実情に即した運用を期する」こととなった。

(注)「日本統計制度再建史」に基づき作成。